

○愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

令和3年3月26日規則第18号

改正

令和3年7月30日規則第68号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

第2条 条例第4条の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第66条第2項	この章	この章（第70条を除く。）の規定及び愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第16号。以下「基準条例」という。）第5条
第93条、第93条の5、第125	第66条	基準条例第4条の規定により読み

条、第125条の4、第162条、第162条の4、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項		替えられた第66条
第132条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）	愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第18号）又は愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第21号）
第132条第3項	この省令	基準条例
第203条第3項	基準	愛媛県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年愛媛県条例第49号）

一部改正〔令和3年規則68号〕

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月30日規則第68号）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。